

## 第28回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日 時】平成29年11月21日(火)午後3時50分開会

【委 員】溝口委員長、林副委員長、池辺委員、貫野委員、野田委員、  
森下委員、草刈委員、村岡議長

【職 員】櫻井事務局長、近藤課長補佐 日出山係長

〔協議事項〕

### 1、 申し合わせ事項の見直しについて

#### ①議会運営委員会へ提案内容の確認

・議会諸役員の任期について

案1、案2を議運に提案し協議してもらう。

・政務活動費でのクレジットカードの決済について

2点修正(案)で確認、議運に提案。

#### ②その他見直し事項

現段階ではなし

### 2、今後の議会改革について

今後取り組んでいく1～8までの内容について全会派了解。

改善点については班分けをして進めていく。

#### ① 請願陳情者の意見陳述について

その方向で実施していくことで確認。

#### ② 意見交換会について

委員)積極的に市民に働きかけていくにはどうすべきか考えていくことが必要。

(中学校単位やワークショップ形式などの手法)

委員)予算の要望などの意見は全体で聞く方がいいと思うが、グループ方式を取り入れるのもいいと思う。

委員)様々な市民の声を聞くことが出来る場を作っていくべき。

委員)忌憚ない意見交換の場を作っていくべき。

委員)違う形での意見交換会も実施していくことも必要。

委員長)大事なものはテーマ。代表の方と話すだけでなく、たくさんの方の意見を聞く、各テーブルについてすることも必要。  
市民の集まりや小学校の保護者の集まりの場など、様々な場に出向く。

市民に関心のあることをテーマに有識者にきてもらうのも将来的には必要。

委員)一つのテーマに絞って意見交換をする、例えば、財政状況であるとか、市民の方にもわかってもらえるような取り組み方はどうか。

委員長)組織の機構として分かってもらえる取組にしていくのも必要ではないか。市長の権限や議会の権限の違いを解ってもらえるようにしていきたい。

### ③ 委員間討議について

委員長)堺市では誰かから提案があれば開催することになっている。そこを通過しなければ議会の意思決定にならないという先進もある。そのことを考えたとき、今後必要ではないかと考える。

### ④ 親子室の利用について

委員長)構造上、本市ではすぐに取り組むことが出来ないが、対応方法あり。

事務局)保育ボランティアに依頼することが可能と考える。

10人程度であれば保育ボランティアに見てもらうことが出来る。図書室等で対応可能。

ルール決めに事務局で確認し、作成

### ⑤ 大型スクリーンについて

委員長)傍聴者から見て見にくい、ライブではモニターが見えないなど、今後調査が必要である。

委員)発言残時間表示の秒表示の設備を改善できないか。

(野田議員宿題)

### ⑥ 議案の事前公開について

事務局)堺市は平成26年8月から実施し、一週間前に全議員に配布後、ホームページに公開している。

本市では議運で決定後、報道提供している。

今後、タブレット導入に伴い、データ化されるもので実施していくことが可能となる。

委員長)タブレット導入にあわせて実施していく。

⑦ 議員研修について

委員長) 議会基本条例の中に議員研修も謳っていく。

委員) 課長、係長クラスが講師になることによって、共通認識を図ることが出来る。

委員長) 研修という位置づけではなくても実際問題として実施していくことが出来るのでは。

⑧ 住民参加について

委員長) 議会に関わってもらっている事など、住民モニター制度を取り入れて、市民の声を聞くことも重要。

議会傍聴よびかけ隊などを通して活動していることに加えて、実施することによって、議会を身近に感じてもらえることが重要。

先般の研修での会津若松の議長さんを講師に招いて研修してもらってどうか。費用等事務局調査。

### 3 その他

委員長) 政務活動費で研修費用での報告書の提出義務について  
議運で諮る

委員長) ホームページ上の日程が空いているので、議員の研修や議会改革など会議の日程も入れていく。議会の活動内容をお知らせする。

班分けについて

今後、①～⑧については2班に分けて進める。

(①③⑦Aグループ＝溝口委員長、野田委員、草刈委員)

(②⑤⑧Bグループ＝林副委員長、森下委員、池辺委員、  
貫野委員)

次回会議までに、各班で日程調整し検討していく。

次回日程

平成30年1月29日(月) 10:00～

## 申し合わせ事項

### 1 役員等選出関係

#### 議会諸役員の任期について

現在：議長、副議長の議会諸役員の任期は、原則として1年とする。

従って、役員改選時において自発的に辞表を提出することを申し合わせる。（昭和50年5月13日会派代表者会議確認）

## 提案内容

案1．正副議長2年、常任委員会、特別委員会、派遣先1年

案2．正副議長、常任委員会2年、特別委員会、派遣先1年

## ポイントカード及びクレジットカード使用の取扱いについて（案）

○ポイントカードの使用は認めない。

ただし、やむを得ずポイントが付与された場合は、付与されたポイント数がわかる書面及びポイント換算率のわかる資料を添付するとともに、ポイントを現金換算し、支出金額からポイント分を差し引いて請求することとする。

○クレジットカードにより支払いをした場合は、クレジットカード発行会社に代金を支払った時を支払日とし、利用内容等がわかる利用明細書または請求明細書及び通帳の写し等を添付することとする。（該当箇所以外はマスキング可）

クレジットカード決済で付与されたポイントの取扱いについては、以下のとおり処理を行うこととする。

ア) 付与されたポイント数がわかる書面の添付。

イ) ポイント換算率のわかる資料。（例、利用規約、ホームページ等）

ウ) ポイントを現金換算し、支出金額からポイント分を差し引いた額を請求